

ようやく解放令を獲得した日本社会

憲法に「社会的身分」を定義し、差別禁止を盛り込む

真の近代民主主義国家をめざすために 憲法第96条の改正論議より第99条の遵守を

わが国は、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の三本の柱を掲げる日本国憲法を持つれっきとした近代民主主義の国だと多くの国民が思っておられると思います。確かに形だけは近代国家の体裁をなしています。例えば憲法を表明する前文には、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と書かれており、17世紀にジョン・ロック（英）が提唱した社会契約説の思想が脈々と流れています。国民の信託とは、要するに国民同士が契約を結んで、自分の持っている権利を国家に預けたということなのです。

しかし、我が国の実態は、残念ながら近代デモクラシーの大前提である「契約を守る」概念が著しく欠けていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

近年、国政選挙で政党はマニフェストと称する[公約]を掲げ選挙を戦っていますが、時には履行されないケースが起きています。わが国では、「社会契約」の概念は学校教育で教えられて育っていないので、成人になっても、[公約]もいわゆる「約束」の概念でもって軽く考えているのではないのでしょうか。[公約]とは、選挙民と議員との約束、つまり[契約]のはずです。「これこれのことを実現するから、その代わりに票を投じて下さい」という[契約]によって当選したのですから、その[契約]は絶対に守らなければならないのです。

少し古い事例ですが、今から19年前、

消費税率を3%から5%へあげたのは社会党を含む連立内閣の時で、首相は元来消費税には絶対反対だった社会党の村山富一氏でした。ところが、いざ総理大臣になったら、消費税反対を掲げて当選してきた社会党議員を何とか説得して、公約をあっさりひっくり返して、消費税を廃止するどころか、上げてしまったのです。そればかりか、自衛隊まで認知して、ことごとく公約を破ったのです。党として、消費税反対、自衛隊反対を公約にしていたのですから、もし、それを変えるのであれば、いったん野に下って、新しい公約を選挙民に問うというのが民主主義の常道なのです。それを選挙民に断わりもなく、契約を破棄したのです。これはたいへんな契約違反です。

このように日本の政治家は、大切な契約を自ら破って平然としているのですから、あきれられるばかりです。3月には、昨年暮れの一票の格差が是正されずに実施された国政選挙に対する憲法違反訴訟で違反判決が出されました。広島と岡山では[無効]判決まで出されました。「国会は、民主的政治過程のゆがみの程度は重大で、最高裁の違憲立法審査権も軽視した」と強く警告しました。国会議員は、憲法99条で憲法を尊重し擁護する義務を負っています。

主権者たる国民は、信託する国会議員に対し真の民主主義国家を実現するために日本国憲法の遵守を一層強く求めていくべきではないのでしょうか。

前回、1871（明治4）年に出された布告、いわゆる「賤民廃止令」が「解放令」ではなくて税制に関する通達だったため部落差別は法的に禁止されずに1946（昭和21）年に日本国憲法が公布されるまで引き続き差別的慣習が黙認され続けたことを学習しました。今回は、日本国憲法の制定にあたって「差別禁止」がどの様に盛り込まれたかを学習します。

「社会的身分」は、どのように定義されたのか

重要な法律を作る場合、委員会を設けて審議しますが、条文解釈に齟齬が生じないように用語の定義についても審議します。法の下での平等を定める憲法第十三条（当初の政府案では第十三条、審議の過程で1条繰り下がって現在は第十四条）は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（英文：All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.）」と定めています。部落問題は、この条文の中にある「社会的身分又は門地」（social status or family origin）の「社会的身分」または「門地」のいずれに入るのか第90帝国議会特別委員会が質疑応答があり、金森徳次郎・憲法担当大臣が「門地」でなく「社会的身分」が部落を指すと以下のように答弁しています。

「…社会的身分と申しますのは、結局社会的なる事情に依って起って居る一つの特性から来る身分であります。それは丁度人の上に貴族を考えるのと同じような意味に於て、反対の側に今日考えられて居るある人々の集団があるではないか、それがこの事例になり得るのだ…」と説明しています。（速記録第14号1946（S21）.9.16）

「社会的身分」か「社会的地位」か

また、「社会的身分又は門地」とあるのを「門地又は社会的地位」にしてはどうかという吉田（安）委員からの質問に対して佐藤（達）政府委員は、以下のように回答しています。

「…社会的地位と言う言葉も考えましたけれども、社会的地位と言いますと、例えば村長さんになって居るとか、議員さんになって居ると言うようなことも社会的地位じゃないか。そうするとその（差別）禁止の幅が少し広いような感じがする。「ソーシャル・ステータス」という言葉の意味は、委員長あたりの方がよく御承知と思いますが、十三条と致しましては生まれながらと申しますか、何か容易に変えられない事柄に依って「ディスクリミネーション」をやらないことにしたい。身分と言う言葉が良いか悪いかは別ですが、社会的地位と言うよりも社会的身分と言った方がそういう気分が出はせぬかと言うことで、この言葉を選びました。…」

帝国憲法改正案委員小委員会議事録（1946（S21）7.29）。

憲法は部落差別に抗して眠らない

憲法第十三条の「法の下での平等」についての解釈について、委員会で次の様な質疑応答が行われた記録が残っています。

○田原春次委員「第十三条に付いて御尋ね致します。この「法の下に平等」と言う意味はどういう意味ですか（中略）」

○金森国務大臣「（中略）広い意味の法、即ち不文法も含んで居る法でありまして、慣習であれ、其の外どういものが考えられるかは学説の分かれる所ではありますが、苟くも人間世界の法律学者が扱いますような法というもの全部含めまして、そういう法の上の手續と言う意味であります」

○田原委員「そうすると、慣習も含まれて居ると言うのでありますか」

○金森国務大臣「慣習法的価値を持って居る慣習、つまり世間でたいてい慣習と言って、法律的な場面で使いますれば「慣習法」であります、その慣習法を含んで居ります。」

（中略）

○田原委員（中略）今私が御尋ねしたいのは、社会的に低い身分とみられて居る一部の日本人に付いてであります。それは法の下に於ては平等であり、人種としても同等に取扱はれて居るかの如く、学問上はそう見られて居りますが、實際生活の場面におきまして、世に所謂被^{いひゆる}圧迫部落、具体的には全国水平社の三百万の、同時に大衆の問題であります。過去数百年間の因襲、偏見等に依りまして、殆ど同一人種と見られず又法律慣習の下に於ては平等の待遇を受けず、甚だしく虐待の中に今日まで来て居るのであります。（中略）

差別がなお存した場合に、どう言う、いったいこの憲法から来る制裁なり法

律的処置を考慮されて居るか、これに対して明確な御解釈を御願ひしたいと思ひます。

○金森国務大臣 現実のこの第十三条の作用は、特に今御指摘になりましたような場面に於て、最も有効なる働きをするものであらうと考えて居ります。実際日本で人種、信条、性別等に於きましての、色々の区別のある部分も多少ありますけれども、本当に注意すべき区分が行はれて居ります面は、今御話になりましたような方面にあるのであって、この規定が役立つ主眼点はその処に置かれて居ると私は信じて居ります。そう言うような場面に諸般の差別が行はれます場合には、国法は固より眠^いって居^るてはいけ^ないのでありまして、これ等に対して十分の措置を講じて斯様なことの起こらないようにすべき旨の原則が第十三条に掲げられて居るのであります。具体的の方法は、又個々の他の法規を利用して具体的に実行せらるべきと思うのであります。

[拍手]

草案の第十三条では「差別を受けない」となっていたのを部落差別を禁止する表現として不十分だからと「差別されない」にあらためたこととあいまって、ここに慣習法を含めて「禁止」されたのです。すなわち、賤民廃止令以降も黙認され、部落の人々をさんざん泣かせてきた慣習的差別を容認し続けた戦前の法体系がこの第十三条によって根本的に否定され、賤民廃止令が明治4（1871）年に出されて以降75年経ってようやく、日本社会は本物の解放令をこのとき獲得した事になったのです。しかし、部落差別が憲法で禁止されているといっても差別は一向に無くならないので、実効ある「差別禁止法」の制定を求めてもこれまた実現しないのが日本国の実態なのです。完

お知らせ

海蔵地区人権・同和教育推進協議会
2013年度総会と第1回委員研修会
開催のお知らせ

2013年度の総会と総会に引き続いて第1回委員研修会を下記により開催しますので、関係者の皆様のご出席をお願いします。止むを得ず欠席される場合は、「委任状」を事前に団体事務局まで必ず提出して戴きますようお願いいたします。

記

日時 2013年6月3日（月）19時より

場所 海蔵地区市民センター中会議室

出席対象者 連合自治会ブロック代表委員

各町自治会代表委員

各種団体代表委員

以上の皆様です。

事務局：海蔵地区市民センター2階

地域団体事務局

電話：333-8770

不在の場合は、事務局入口壁面のポストへ入れて下さい。



「衆院区割り審勧告」について

内閣府の衆議院議員選挙区画定審議会（会長・村松岐夫京都大名誉教授）は、3月27日、衆院選の[一票の格差]を是正するため、設置法第2条に基づく審議を行い、選挙区定数を現行の300から295に「0増5減」する改定案をまとめ、政府に勧告しました。

審議会は昨年11月に成立した「0増5減」関連法に基づき、全都道府県で人口最少の鳥取県にまず2選挙区を配分。より人口が少ない鳥取新2区の人口を下限、その2倍未満を上限とした上で（1）下限を下回る選挙区を含む青森、岩手、宮城、茨城、和歌山、愛媛、長崎、熊本の8県17選挙区（2）上限を上回る選挙区がある千葉、東京、神奈川の3都県8選挙区（3）定数が3から2に削減される福井、山梨、徳島、高知、佐賀の5県15選挙区を見直した改定案を作成し勧告をしたのです。改定案によると、人口が最少の鳥取新2区と、最多の東京新16句の格差は1・998倍となり、小選挙区比例代表並立制が始まった平成8年以降、最大格差が初めて2倍未満となる。

【参考】

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年2月4日法律第3号）抄
（所掌事務）

第2条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要であると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

（改定案の作成の基準）

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。